

相続資金の振込手数料改定についてのご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

横浜銀行では、2025 年 11 月 4 日(火)より、相続資金払戻時の振込手数料を下記のとおり改定いたします。

今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【改定内容】

2025 年 11 月 4 日(火)より、相続資金を他行でお受け取りされる場合、窓口における所定の振込手数料が必要となります。

※順次手続きをおこなうため、相続関係書類のご提出日によらず振込日が 11 月 4 日以降になる場合は、手数料がかかります。

<振込手数料>

(振込1件あたり、税込み)

	改定前	改定後
横浜銀行あて(※)	無料	無料(変更なし)
他行あて	無料	990 円

※東日本銀行・神奈川銀行あてを含む。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

横浜銀行のお取引店へお問い合わせください。

【電話受付時間】銀行窓口営業日の 9:00~17:00